

令和5年6月30日
自動車局保障制度参事官室

自動車事故被害者・遺族団体による 相談支援事業を7月1日より開始します ～相談支援実施団体の選定・公表～

国土交通省では、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」という）における相談支援業務の一環として、自動車事故被害者やその家族又は遺族（以下「自動車事故被害者等」という）の相談先の確保・充実を図り、自動車事故被害者等における精神的負担の軽減を図ることを目的として、自動車事故被害者・遺族団体による相談支援事業を7月1日（土）より開始します。

1. 事業の趣旨

自動車事故被害者等は身体的被害のほか、精神的な痛みを苦しんでおられる方もいる中で、その精神的な痛みのケアや対処方法の相談先に関しては、自動車事故被害者・遺族等団体による自主的な対応に大きく依存をしてきました。ナスバでは、交通事故被害による重度後遺障害者や遺児への精神的支援は実施していますが精神的な痛みへの対処に関しては、同じ悩みを持つ当事者による対応がより効果的です。

このため、ナスバにおける相談支援業務の一環として、自動車事故被害者・遺族団体による相談支援業務をナスバ支援することにより、夜間など既存のナスバでの相談窓口で対応できていなかった自動車事故被害者等の相談先の確保・充実を図り、自動車事故被害者等における精神的負担の軽減を図ることを目的として、相談支援を実施いただける団体の選定・公表を行います。

2. 事業実施期間

令和5年7月1日（土）～ 令和6年3月31日（日）

3. 選定団体

別紙のとおり

なお、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）にも選定団体一覧を掲載しております。

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html> ）

ナスバのホームページでの掲載先（7月3日より掲載予定）

（ <https://www.nasva.go.jp/sasaeru/soudan-shien.html> ）

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当：中村、岩瀬

電話：03-5253-8111（内線41-420）03-5253-8580（直通）